

# 由利本荘市製材品生産拡大事業費補助金交付要綱

令和3年7月1日

改正 令和7年3月25日

改正 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林所有者の林業所得の向上、健全な森林の育成及び木材資源の有効利用を促進し、地域林業の振興を図るため、製材品運搬について必要な経費に対して補助を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、由利本荘市管内に事業所若しくは営業所を有する製材所等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、由利本荘市管内の製材所で加工されたスギ製材品を県外の製品市場等へ運搬する経費とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次のとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。

区分	事業内容	補助率	補助上限
隣県	製材品運搬費	1/2	材積1立方メートル当たり1,000円を上限とする。
隣県以外の都道府県		1/2	材積1立方メートル当たり2,000円を上限とする。

(補助金の申請等の手続)

第5条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書に計画概要書(別記様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

4 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) スギを原料とした製材品であることが確認できる書類

(2) 出荷元・出荷販売先・運搬量が確認できる書類・写真等

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の実施期間)

第6条 補助事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

3 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

施行者

由利本荘市製材品生産拡大事業計画書

令和 年度において、下記のとおり製材品生産拡大事業を実施したいので由利本荘市製材品生産拡大事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて提出します。

出荷元	名 称	
	所 在 地	
スギ製材品	用 途	製材・その他（ ）
	運搬量（ $m^3$ ）	$m^3$ 前年度比 % 前年度（ $m^3$ ）
出荷販売先	名 称	
	所 在 地	